

都道府県がん診療連携拠点病院がん相談支援センター四国ブロック会
申し合わせ事項

(趣旨)

第1条 「がん診療連携拠点病院の整備に関する指針」に基づく都道府県における相談支援機能の強化及びがんに関する相談支援に携わる者に継続的かつ系統的な研修を行うため、愛媛県・高知県・徳島県・香川県（以下「四国圏内」という。）が協働で開催・運営する会（以下「ブロック会」という。）を設置する。

ブロック会は、単県では実施や対応が困難な、四国圏内のがん相談支援に携わる者に継続的かつ系統的な研修の提供及びがん医療の拡充に伴う相談支援センターの業務拡大への対応・がん相談支援体制の均霑化をブロック会というスケールメリットを活かしつつ、推進する。

(協議事項)

第2条 ブロック会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 四国圏内のがん相談支援センターに関すること。
- (2) 四国圏内のがん診療における相談支援体制に関すること。
- (3) 四国圏内のがん相談に関わる相談員を対象とした研修及び相談員の育成・派遣に関すること。
- (4) 四国圏内のがん相談支援センター業務の情報収集、共有、評価及び広報に関すること。
- (5) その他、ブロック会で認めること。

(組織)

第3条 ブロック会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 四国圏内の各都道府県がん診療連携拠点病院相談支援部会長及び事業担当医師
- (2) 四国圏内の各県行政担当代表者
- (3) 四国圏内の各都道府県がん診療連携拠点病院実務担当者1～2名
- (4) その他、ブロック会が必要と認める者

(会長)

第4条 ブロック会に会長を置き、第6条第3号アから順に、地域相談支援フォーラム及び研修会を主催する県の都道府県がん診療連携拠点病院のがん相談支援部門の管理者又は相談支援部会長をもって充てる。

- 2 会長はブロック会を主宰し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議および運営)

第5条 ブロック会の会議は、必要に応じて会長が招集し、議長を務める。

- 2 ブロック会は、委員の3分の2が出席しなければ、議事を開くことができない。
- 3 委員は、やむを得ない理由により会議に出席することができない場合は、その代理者を会議に出席させることができる。その代理出席者には議決権を認めるものとする。
- 4 ブロック会は、諸課題を専門的、実践的に検討するため、実務担当者を含む。
- 5 ブロック会は、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。
- 6 ブロック会は、会長の指名により、副会長(実務担当者)を置く。
- 7 副会長は、ブロック会会長の指示の基に定例会を主宰し、会務を総理する。

(業務)

第6条 定例会は、次の業務を行う。

- (1) 四国圏内のがん専門相談員の育成及び教育環境の整備に関すること。
- (2) 四国圏内のがん専門相談員、がん相談支援センター実務者間の連携強化に関すること。
- (3) 四国圏内のがん専門相談員の知識・相談技術向上のため、次に掲げる研修会の企画・運営に関すること。
 - ア 地域相談支援フォーラム
 - イ 相談の質評価(QA)に関すること。
 - ウ 情報支援・提供に関すること。
 - エ その他、定例会が必要と認めること。
- (4) 四国ブロック会から提議された内容について検討すること。

(委員の構成及び任期)

第7条 定例会構成員は、四国圏内の各都道府県がん診療連携拠点病院相談支援部会会長、及び事業担当医師が推薦する者とする。

- 2 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

(事務)

第8条 ブロック会の事務は、ブロック会会長の所属する事務部において処理する。

(申し合わせ事項の改定)

第9条 この申し合わせ事項の改定は、ブロック会の議を経るものとする。

(雑則)

第10条 この申し合わせ事項に定めるもののほか、ブロック会の運営に関し必要な事項

は、会長が別に定める。

- 2 各県内のがん相談支援事業にあたり、本申し合わせ事項以外に必要な事項については各県相談支援部会内で定めるものとする。

附 則

この申し合わせ事項は、2022年5月26日から施行する。